

奈良県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、薑土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	岩本 和夫	葛城市薑一七六一二
〃	高木 正年	〃七四一〇二
〃	安川 孝	〃三一〇一
〃	安川 進	〃八八
〃	楠 修保	〃一四一〇一
〃	森田 恭文	〃一五〇
監事	高木 清隆	〃五五
〃	谷原 一安	〃一〇二

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	楠 修保	葛城市薑一四一〇一
〃	安川 進	〃八八
〃	森田 恭文	〃一五〇
〃	高木 清隆	〃五五
〃	谷原 一安	〃一〇二
〃	高木 好清	〃六九一〇二
監事	吉川 寛	〃八五一〇一
〃	岩本 和夫	〃一七六一〇二